保育士等キャリアアップ 研修ガイドラインの概要

保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割 を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要

 \angle

۱<u>۲</u>

「保育士等キャアップ研修ガイ

ソの概要

· · · · · · ·

働

厚生労(

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を (「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知) 定めるガイドラインを策定。 0

丰施丰体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
- ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
- ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育土養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実満を有する非営利団体に限る。

伊爾士野 並被指

專門分野別研修】

①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

く対象者>

保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な 役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

マネジメント 亜修】

く対象者>

 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

保育実践研修】

く対象者>

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験 合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない 者(潜在保育土等)

指定手続き

- 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を 行うものとする。
- ・指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

回此鄉古

1分野15時間以上とする。

品標

指定保育土養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

甲俸俸一の背信

研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)
- 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育工登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

|保育士等キャリア アップ研修ガイドライ

ンの概要」

「保育士等キャリ

厚生労働省HP

研修分野	ねらい	内容	研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳 未満児向けの保育 内容)	当児保育に関する理解を深め、 適切な環境を構成し、個々の子ども の発達の状態に応じた保育を行う力 を避い、他の保育士等に引足保育に 関する適切な助言及び指導ができる よう、実践的な能力を身に付ける。	・乳児保育の高差 ・乳児保育の環境 ・乳児への適切な関わり ・乳児の発達に応じた保育内容 ・乳児保育の指導計画、記錄及び評価	(4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	食育に関する理解を深め、適切に 整剤計画の作成と活用ができる力を 書う。 アレルギー対応に関する理解を 深め、適切にアレルギー対応を行う ことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー 対応に関する適切な助き及び指導 ができるよう、実践的な能力を身に付 ける。	・養養に関する基礎知識・食育計画の作成と活用 ・アレルギー疾患の場解 ・保育所は146倉庫の提供が下がた。 ・保育所は146倉庫の近後が下がた。 ・保育所は146万レルギー対応が下がた。
(2)幼児教育 (主に3歳以上児 向けの保育内容)	幼児教育に関する理解を深め、 適切な環境を構成し、個々の子ども の発達の状態に応した幼児教育を 行う力を垂い、他の保育士等に幼児 教育に関する適切な助言及び指導 ができるよう、実践的な能力を身に 付ける。	幼児教育の高級 幼児教育の環境 幼児の発達に応じた保育内等 幼児教育の指導計画、記録及び評価 小学校との接続	⑤保健衛生· 安全対策	保健衛生に関する型解を深め、 適切に保健計画の作成と活用が できる力を着う。 女全対策に関する理解を深め、 適切な対策を調じることができる力 を養う。 他の保育土等に保護衛生・安全 が策に関する適切な助意及び指導 ができるよう。実践的な能力を身に が特にある。	保護計画の作成と活用 ・事故的止及び権廉安全管理 保育所は37分級発症対策がイライン ・保育の場には、イニ液をイして競挙する 病気を防止するとかのがイライン 教育・保育施設等における事故防止及び
③障害児保育	庫書児保育に関する理解を深め、 透切な障害見保育を計画し、値々の 子どもの発達の状態に応じた障害児 保育を行う力を塞い、他の保育土等 に障害児保育に関する適切な部言 及び指導ができるよう、実践的な能力 を身に付ける。	·庫舎の理解 ・庫舎児保育の環境 ・庫舎児の発達の援助 ・家庭及び開係機関との連携 ・原志児保育の指導計画 記録及び附出	⑥保護者支援・ 子育て支援	・保護者支援・子育て支援に関する 理解を深め、適切な支援を行うこと ができる力を養い、他の保育土等に 保護者支援・子育て支援に関する 適切な助言及び指導ができるよう。 実践的な能力を身に付ける。	・保護者交援・子育に支援の意義 ・保護者に対する相談援助 ・地域における子書で支援 ・虐待を訪

内容	保育における環道構成 ・子どもとの関わり方 ・身体を使った遊び ・言葉・音楽を使った遊び ・物を使った遊び
ABU	・子どもに対する理解を深め、保育 者が主体的に様々な遊びと環境を 過じた保育の展開を行うたがに必要 な能力を身に付ける。
研修分野	保育実践

春かか 一覧通びひり

組織目標の設定

と知識を理解し、自国の日滞な運動 の役割を担う立場に求められる役割

マネジメント

- 主任保育士の下で計ルリーダー

トギジメンドニーターツップの割七布

多口标计高

と保育の質を高めるために必要な

人和育成

イスタンメントの国際

11-4-50 I

内物

おらい

甲修分野

大阪府の現状にたまでの研修実施状況)

- ■これまでの研修実施状況
- ・平成29年度の大阪府の推計ニーズ量 67,940コマ(1コマ=1分野15時間)
- ※ 全国の保育所・小規模保育事業所の常勤換算従事者数」を基に府内の「保育所・小規模保育事業所の常勤換算従事者数」を国の保育所・小規模保育事業所の常勤換算従事者数」を試算。その1/3を処遇改善等加算 II のA、1/5を処遇改善等加算 II のBの対象者とし、副主任保育士の発令実績や処遇改善等加算 II の適用施設数により調整して受講が必要な人数を算出し、[1分野15時間]を[1コマとして、処遇改善等加算 II のAに該当する人は4コマ、Bに該当する人は1コマをニーズとして積算。

· 令和元年度までの修了数: 18,269コマ

•令和2年度研修開催予定数: 4,641コマ (令和2年7月8日時点)

⇒ 必須化年度までに、 **残り約4万5千コマを令和3年度までに研修を** 修了する必要がある。

■ 令和2年度研修開講状況

新型コロナウイルス感染症の影響で、研修の開催日や定員が減少。

6,245コマ	4,641コマ
令和元年度(7月8日時点)	令和2年度(7月8日時点)

参25%減

#	推計ニーズ量		67,940
	H28以前	784	
	H 2 9	1,083	18 260
	0 E H	6,527	10,203
	R 1	9,875	
	R 2 (7/8現在予定数)		4,641
	未受講		45,030

令和3年度までこ4万5千コマの研修修了が必要。 令和2年度の開講状況は、新型コロナウイルス感染症の影響 により、昨年度の定員数と比較し約25%減少しており、これまでの修了数も踏まえると、 残り1年半では達成困難。

⇒ 研修受講の必須化年度の延期が必要。

処遇改善等加算川に係る研修の問題点

園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県が下記の要件を満たしていると確認した 場合には、1分野最大の4時間の研修時間が短縮される。

瞅す

研修の講師が、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すること。

研修目的及び内容が明確に設定されており、専門分選を刑象やマネジメント研修に沿った内容となっていること。

研修受講者が明陶に特定されており、園内研修を実施する保育所等において研修修了の温明が可能であること。

脈 園内研修は、施設ごとに研修内容や講師、研修時間が異なり、特にガイドラインに内容等を定められている 、一つ一つ確認作業が必要となり その都度、都道府県に確認しなければ、 保育所等については、研修がガイドラインに沿った研修となっているか、 都道府県にとって膨大な事務負担となる。また施設にとっても、その都原 内研修がガイドラインに沿っているのかわからず、申請しにくい。

参考>大阪府内の保育所・小規模保育事業所数 1,240施設 imes7 分野 (専門分野 6+マネジメント)

幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習についても、都道府県が専門分野研修として適当、認める場合は、それらを複数組み合わせて1つの分野の修了時間が15時間以上に達した場合、当り専門分野研修を修了したとみなすことができる。

ークーク確認する必要が ある。これは、都道府県にとって膨大な事務負担であるだけでなく、保育教諭等が自分が受講した更新講習 5許状更新講習は内容が多岐にわたっており、専門分野研修として適当であるか、 がキャリアアップ研修として認められるか確認する必要があり負担である。

<参考>令和2年度 免許状更新講習認定大学等 526か所(令和2年6月現在)

処遇改善等加算Ⅱに係る研修の問題点

運営方法が異なる 都道府県ごとに実施しており、 キャリアアップ研修は、 今後、園内研修や免許状更新講習を加算認定研修として認める都道府県が増えてくると、それぞれ都 道府県が判断することになるため、専門分野研修との整合性の確認事務に差異が生じる可能性がある。

そのため、加算の要件として研修受講を必須化された後には、他の都道府県で加算要件として認めた 研修内容やその取扱いについて、都道府県間で調整することとなり、都道府県にとって膨大な事務負 担となる。

また、各都道府県で研修実施団体を指定する若しくは認めるため、全国的に幼稚園や保育施設を対象として研修等を実施している機関について、都道府県がそれぞれで指定する若しくは認めることは、事務効率性にも乏しいうえ、研修実施機関としても、複数の都道府県に指定もしくは承認申請を行う必要があり、負担である。

加算の要件として認められる研修が都道府県ごとに異なると、認定される加算率が都道府県によっ、 差異が生じることにもなりかねないため、研修実施事業者や研修受講者の不利益にもなる可能性も

- 認められる研修内容や連門の要件の例示なが、国におって母連を示された。
 - 加算認定の要件につながる「園内研修等とキャリアアップ研修との整合」や |研修実施団体の指定||等について、 都道府県間で差異が生じないよう。 国において全国統一のスキームを構築されたい。